

平成19年度安全報告書

1 御 挨 捵

日頃、函館山ロープウェイをご利用いただき誠にありがとうございます。

当社は平成19年5月29日、新しい役員体制のもと、さらなる発展に向け歩み始めたところでございます。

創業以来「安全こそ基本」をモットーにしてまいりましたが、これはこの先何年たっても変わらず、役員・社員の心の中に受け継がれていくものと確信しております。

この報告書は、索道事業法に基づき当社における輸送の安全確保のための取り組みをまとめたものです。

安全管理体制を今後も一層充実させるため、皆様のご意見、ご感想をお聞かせいただければ幸いでございます。

函館山ロープウェイ株式会社
代表取締役社長 石井 直樹

2 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

- 「安全こそ基本である。」
- 一致団結して輸送の安全の確保に努めます。
- 輸送安全に関する法令及び関連する規程(本規程を含む。以下、「法令等」という。)をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

(2) 安全目標

「2007年度も無事故を最大の目標とし、安全運行を徹底する。」

06年度は例年に比べ、雷により運休することが多かったものの、事故なく安全に運行することができました。07年度も引き続き、注意深く点検、確実な整備、必ず確認(指差し、声掛け、作業手順)などの安全対策を徹底し、安全運行に努めます。

3 事故等の発生状況

(1)索道運転事故

平成18年度、索道運転事故はありませんでした。

(2)災害

平成18年度、災害による運行停止はありません。

強風によるものは11回、落雷の恐れによるものは3回、運行を停止しました。

(3)インシデント(事故の兆候)

平成18年度、インシデント報告はありませんでした。

(4)行政指導等

平成18年度、行政指導はありませんでした。

4 輸送の安全確保のための取組み

(1)人材教育

- ・当社では、係員に対し教育訓練を行い作業を行うのに必要な知識及び技能を保有していることを確認し当該作業を行わせる。
- ・係員が知識及び技能を十分に発揮できない心身状態にあると認められたときは、その作業を行わせない。
- ・係員の資質の充足状況に疑義のある報告を受けた場合、知悉度を確認した上で必要な教育計画を策定し、教育訓練を実施する。

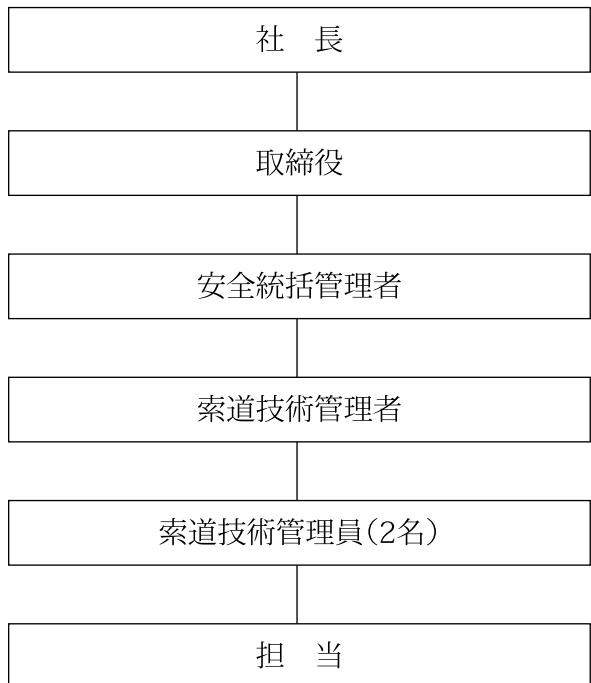
(2)緊急対応訓練

事故発生時における対応を定めた運転取扱細則及び救助作業要領に基づき、係員が迅速かつ的確に対応できるように、あらかじめ係員の役割を定めるとともに、定期的に救助等に関する訓練を行う。

(3)2006年度実施の安全対策(整備項目)

- ・棧橋用ギヤ更新
- ・運転盤及び位置検出器盤更新
- ・曳索更新
- ・制御盤更新
- ・制御装置保守点検
- ・原動機保守点検
- ・油圧装置保守点検
- ・減速機保守点検
- ・原動滑車・遊動滑車磁粉探傷検査
- ・緊張枠磁粉探傷検査
- ・曳索誘導滑車磁粉探傷検査
- ・終点中間フレーム基礎ピン超音波探傷検査
- ・機械装置保守点検

5 安全管理体制



社 長 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者 索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。

索道技術管理者 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括する。

索道技術管理員 索道技術管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務について索道技術管理者の補助をする。

6 お客様からのお声

「お客様のお声をかたちにしています。」

お客様の期待に応えられるよう、お客様の立場にたったサービスの提供に努めています。皆様からお寄せいただいたお声は真摯に受止め、より信頼される索道をつくるために役立てます。

■ウェブサイトお問合せフォーム(<http://www.334.co.jp/jp/others/inquiry/>)よりお寄せ下さい。